

損害賠償及び和解に関する件

令和元年（2019年）11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市手稲区在住者

2 事故の概要

(1) 平成31年1月21日、札幌市東区伏古14条5丁目路上において、環境局の塵芥車<sup>じんがい</sup>が、凍結路面を停車しきれずスリップし、前方に停車していた相手方が乗車する自動車に追突した。

(2) これにより、相手方の所有する自動車等が破損するとともに、相手方は、外傷性頸部症候群<sup>けい</sup>、頸部捻挫<sup>けい</sup>等の傷害を負い、約7か月間通院し、頸部<sup>けい</sup>に神経障害の後遺症を負った。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

1,050,570円

(2) 人損分

2,211,851円

(3) 合計額

3,262,421円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。